

## 犯罪被害者等支援条例の制定について

### I. 犯罪被害者等支援条例

#### 1. 制定の趣旨

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### 2. 基本理念

- ① 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。
- ② 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないように行われなければならない。
- ③ 犯罪被害者等の支援は、町、町民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

#### 3. 条例案の概要

総則	
目的	条例を制定する目的（第1条） この条例は、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
定義	条例に用いる用語の定義（第2条）
基本理念	犯罪被害者等の支援に関する理念（第3条）
町の責務	条例に定める町の責務（第4条）
町民等の責務	町民、事業者の責務（第5、6条）
基本的施策	
相談及び情報の提供	犯罪被害者等への情報提供・助言及び相談窓口の設置（第7条）
見舞金の支給	犯罪被害者等への見舞金の支給（第8条） 対象：犯罪等の被害により、死亡した町民の遺族・重傷病を負った町民等 遺族見舞金（300,000円） 重傷病見舞金（100,000円）
啓発活動の推進	町民への犯罪被害者等への理解を求める啓発活動等（第9条）
支援の制限	犯罪被害者等への支援の制限（第10条）